

請求の範囲

- [請求項1] エチルグリコシドと、クエン酸及び／又はその塩とを含み、
クエン酸及び／又はその塩のクエン酸換算の総濃度が50ppm以上
であり、
クエン酸及び／又はその塩のクエン酸換算の総濃度（A）に対するエ
チルグリコシドの濃度（B）の比率（ $(B)/(A)$ ）が0.0003～200であり、
エタノール濃度が0.5v/v%未満である炭酸飲料。
- [請求項2] クエン酸及び／又はその塩のクエン酸換算の総濃度が、50～800
0ppmである請求項1に記載の炭酸飲料。
- [請求項3] エチルグリコシドの濃度が2.5～10000ppmである請求項1
又は2に記載の炭酸飲料。
- [請求項4] エチルグリコシドがエチルグルコシドである請求項1～3のいずれか
一項に記載の炭酸飲料。
- [請求項5] エタノール濃度が0.5v/v%未満である炭酸飲料の製造方法であ
って、飲料中のクエン酸及び／又はその塩のクエン酸換算の総濃度が
50ppm以上、かつ、クエン酸及び／又はその塩のクエン酸換算の
総濃度（A）に対するエチルグリコシドの濃度（B）の比率（ $(B)/(A)$ ）が0.0003～200となるように、飲料にエチルグリ
コシドと、クエン酸及び／又はその塩とを配合する工程を含む炭酸飲
料の製造方法。
- [請求項6] エタノール濃度が0.5v/v%未満である炭酸飲料の清涼感を向上
させる方法であって、飲料中のクエン酸及び／又はその塩のクエン酸
換算の総濃度が50ppm以上、かつ、クエン酸及び／又はその塩の
クエン酸換算の総濃度（A）に対するエチルグリコシドの濃度（B）
の比率（ $(B)/(A)$ ）が0.0003～200となるように、飲
料にエチルグリコシドと、クエン酸及び／又はその塩とを配合する工
程を含む炭酸飲料の清涼感向上方法。